

平生町防災公園等整備事業に係る公募型プロポーザル募集要領

1. 事業概要

目的	本事業は「平生町防災公園基本設計」を基に平生町防災公園を整備するため、受注者を公募型プロポーザルにより選定し、設計及び施工一括方式にて発注するものである。
契約件名	平生町防災公園等整備事業（デザインビルド方式）
事業内容	平生町防災公園等整備の実施設計及び建設工事一式等。（工事監理についても、本事業に含める）なお、事業を実施するにあたっては次の資料を熟読し、把握した上で取り組むこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・「平生町防災公園等整備事業要求水準書」（町が要求する内容及び品質を満たすべき最低限の水準。以下「要求水準書」という。） ・「平生町防災公園等整備事業基本設計図書」（提出書類の審査合格後、参加表明を受け付けた事業者のみに配布）
事業期間	■ 契約締結日から令和11年3月31日まで ※ 主な事業期間 設計業務・建設工事（確認申請手続き等を含む）：契約日～令和11年3月31日しゅん工引き渡し
提案上限価格 （契約の上限額）	提案上限価格の合計は、金1,617,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。契約する額は、この提案上限価格以下で、かつプロポーザルにおける「価格提案書」の提案価格を上限とする。 【予算規模の参考内訳】 令和7年度分：金18,400,000円（税込） 令和8年度分：金588,700,000円（税込） 令和9年度分：金882,000,000円（税込） 令和10年度分：金127,900,000円（税込） 合計1,617,000,000円 ※ 工事費用の内訳には、その他施設の整備に必要な各種調査費、手数料等を含む。
契約額の変更	契約額の変更は原則として行わない。ただし、契約締結日から12か月を経過した後に賃金水準または物価水準の変動により契約金額が不相当となった場合には、双方協議するものとする。なお、発注時の条件に変更がある場合には、設計後の図面、数量により変更するものとし、その際、リスク分担については、別紙「リスク分担表」のとおりとする。 ※ 物価水準の変動とは、残工事期間が2カ月以上あり1.0%を超える物価変動ある場合とする。（原則として変動の申請間は12カ月以上とする。）

2. 参加資格要件

応募者は、次にあげる要件をすべて満たす者とする。

（1）参加事業者共通要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 令和7・8年度平生町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録され、資格が有効であること。
- ウ この公告の日から企画提案書の受付締切日までの間のいずれの日においても町の指名停止期間中でないこと。

- 工 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による営業停止期間中でないこと。
- オ 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一案件に参加していないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされ、町の再審査を受けていること。
- キ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続の適用を受けている者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされ、町の再審査を受けていること。
- ク 構成員及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。

(2) 許可・実績等

参加形態	異業種特定建設工事共同企業体		
種別	建築士+建築一式工事	建設業の許可	特定建設業
構成要素	(1) 特定建設工事共同企業体は、自主結成方式とする。 (2) 特定建設工事共同企業体の構成員は、設計者1、施工者2以下とする。 (3) 施工者（設計者除く）の特定建設共同企業体の構成員の出資比率は20パーセント以上とする。 なお、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。 (4) 構成員は、当該工事について、他の共同企業体の構成員となることはできない。 (5) 代表構成員が町外業者の場合は、下記に示す構成員（施工者）と共同企業体を結成しなければならない。		

構成員 (設計者)の 要素	業者の 区分	工事の種類	平生町建設工事等競争入札参加資格者名簿で建築士に登録されている一級建築士事務所
		所在	町内業者、県内業者（本社・営業所を有している業者）
	施工実績	元請負人（共同企業体の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）として、平成25年度以降に鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る2,000㎡以上の実施設計業務を行った実績を有していること。 なお、建築物とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいい、建築工事とは同条第13号に規定する建築物の新築、増築、改築工事及び改修工事をいい、修繕、模様替、移転等の工事は含まない。	
	配置予定技術者	一級建築士の資格を有するものを配置できること。 ※ 配置予定技術者は、この公告の日の3箇月以上前から入札参加希望者と直接かつ恒常的な雇用関係があること。	

代表構成員の要素	業者の区分	建設業の種類	建築工事業
		建設業の許可	特定建設業 ※最新の経営事項審査結果通知書の建築一式の総合評点値(P)が800点以上
		所在	町内業者、県内業者（本社を有している業者）
	施工実績	元請負人（共同企業体の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）として、平成25年度以降に延べ床面積2,000㎡以上の新築鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は	

		鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建築工事を施工した実績を有していること。 なお、建築物とは建築基準法第2条第1号に規定するものをいい、建築工事とは同条第13号に規定する建築物の新築、増築、改築工事及び改修工事をいい、修繕、模様替、移転等の工事は含まない。	
	配置予定技術者	建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、建設業法第26条第5項に規定する国土交通大臣の登録を受けた講習を受講している監理技術者を専任配置できること。 ※ 配置予定技術者は、この公告の日の3箇月以上前から入札参加希望者と直接かつ恒常的な雇用関係があること。	
	配置予定現場代理人	他の工事の現場代理人又は主任技術者ではなく、常駐できる者	
構成員（施工者）の要素	業者の区分	建設業の種類	建築工事業
		建設業の許可	一般建設業又は特定建設業 ※最新の経営事項審査結果通知書の建築一式の総合評点値(P)が600点以上
		所在	町内業者、県内業者（本社を有している業者）
	施工実績	元請負人（共同企業体の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）として、平成25年度以降に鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建築工事を施工した実績を有していること。 なお、建築物とは建築基準法第2条第1号に規定するものをいい、建築工事とは同条第13号に規定する建築物の新築、増築、改築工事及び改修工事をいい、修繕、模様替、移転等の工事は含まない。	
	配置予定技術者	建築工事業に係る主任技術者の資格を有する者を配置できること。 ※ 配置予定技術者は、この公告の日の3箇月以上前から入札参加希望者と直接かつ恒常的な雇用関係があること。	

(3) 参加者の組合せ

ア 設計者と施工者で共同企業体を結成し参加すること。構成員の企業数は、設計者においては1、施工者においては2以下とする。また、構成員は平生町内に本社を有する事業者を含むものとする。

イ 共同企業体の取扱いについては、別冊の「平生町防災公園等整備事業 異業種特定建設共同企業体取扱要領」による。

ウ あらかじめ企業体の代表企業を定め、その代表企業が参加手続を行うこととし、代表企業は企業体のうち、施工を担当する企業で最も大きな施工能力を有する企業とする。

エ 本プロポーザルに参加する共同企業体の構成員の重複参加はできないものとする。

(4) 参加資格確認基準日

ア 参加資格確認基準日は、企画提案書の受付締切日とする。

イ 参加資格確認基準日から契約締結日までの期間に、応募者が参加者資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約を締結できないものとする。

また、優先交渉権者が参加者資格要件を欠く事態が生じた場合は、当該優先交渉権者と契約を締結せず、次点者を優先交渉権者として協議する。

3 スケジュール（予定）

本プロポーザル実施スケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は午前9時から午後5時までを基本とし、平生町の休日に関する条例（平成元年 平生町条例第23号）第1条に規定する町の休日（以下「休日」という。）には行わない。

令和7年	10月24日（金）	公告日
		参加表明書受付開始
		参考資料貸与申込書受付開始
	11月4日（火）	募集要領等に対する質問の受付期限 ※～17:00までに提出
	11月6日（木）	募集要領等に対する質問の回答 ※12:00以降にホームページで公表
	11月10日（月）	参考資料の貸与返却期限
		参加者構成表受付〆切
	11月12日（水）	参加資格確認結果通知
	11月21日（金）	企画提案書の受付期限
	11月27日（木）	プレゼンテーション、ヒアリング
12月上旬	優先交渉権者の決定	
12月中旬	設計内容協議 設計業務・監理監督・工事請負仮契約締結 本契約締結（議会議決後）	
令和8年～	随時	事業見積書提出 事業仮変更契約締結 事業本変更契約締結（議会議決後）
令和11年	3月下旬	事業完了

(1) 募集要領等の公表

募集要領等は、町のホームページにおいて令和7年10月24日（金）に公表する。

(2) 現地見学

町は、現地見学を希望する応募者に対して日程等の調整を行う。現地見学に関する詳細な内容については、別記1を参照すること。

(3) 参考資料の貸与

町は、応募者に対して募集要領等の参考資料を貸与する。参考資料の貸与に関する詳細な内容については、別記2を参照すること。

(4) 募集要領等に対する質問の受付・回答

実施要領等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を次の要領で行う。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

ア 提出期限

令和7年11月4日（火）午後5時まで

イ 提出方法

「別冊2 平生町防災公園等整備事業 様式集」の様式2に記入の上、電子メールにて提出すること。

なお、電子メールを送信した後は、下記に電話にて受信の確認をすること。

ウ 提出先

平生町総務課

電話番号：0820-56-7111

メールアドレス：anzen@town.hirao.lg.jp

エ 回答の公表

提出された質問に対する回答については、令和7年11月6日（木）までに町ホームページにおいて公開する。

(5) 参加者構成表の受付

応募者は、次のとおり参加構成表を提出すること。

ア 提出期限

令和7年11月10日（月）午後5時まで

イ 提出書類

参加者構成表（様式4）（様式第1号から様式第3号までを含む。）

(6) 企画提案書の受付

応募者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出期限

令和7年11月21日（金）午後5時まで

イ 提出書類

(ア) 企画提案書提出届（様式3）

(イ) 企画提案書（様式5-1～5-5、5-3-1）

※必要に応じてイメージ図等を添付

(ウ) 提案価格書（様式6）

ウ 作成要領

各様式は、「別冊2 平生町防災公園等整備事業 様式集」のとおりとする。

企画提案書（様式5-3-1以外）は、A4判用紙、縦型、横書き、左として正本1部、副本12部及び電子データ（CD-R）を提出すること。

ただし、副本については、参加者の法人名を特定又は推測できる表記はしないこと。

参考見積（様式6）は、「別冊1 平生町防災公園等整備事業 要求水準書」の全ての業務（企画提案書の内容を含む。）に要する費用について提出すること。また、各業務の内訳がわかるようにすること。

エ 提出方法

直接持参すること。それ以外の方法による提出は認めない。

オ 提出先

平生町総務課

住所：〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1

電話番号：0820-56-7111

カ 応募辞退

企画提案書の提出以後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式7）を(6)オに示す提出先に持参すること。

4 企画提案書に関する留意事項

(1) 企画提案書の受付後は、応募者の構成員の変更及び追加は認めない。

(2) 応募者の構成員は、他の提案を行う応募者の構成員になることはできない。

(3) 本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他町が必要と認めるときには、町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

- (5) 町が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書は、内容の審査以外に応募者に無断で使用しない。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 提出された企画提案書の受付期限以降における再提出は認めない。なお、受付期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めない。また、受付期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とする。
- (9) 企画提案書について、この書面及び「別冊2 平生町防災公園等整備事業 様式集」の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。
- (10) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効となり指名停止措置を行うことがある。
- (11) 参考見積（様式6）において、1. 事業概要に示す提案上限額を超えている場合については選定しない。

5 優先交渉権者の決定方法

(1) 評価委員会の設置

町は、平生町防災公園等整備事業公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、企画提案書の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 参加資格確認審査

町は、提出された企画提案書により参加資格の有無を確認し、企画提案書を提出した応募者に対して、参加資格の確認結果を通知する。

イ 企画提案書審査

評価委員会は、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を対象に審査し、最も優れた企画提案を行った者を選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。時間・場所等については、企画提案書を提出した応募者に別途通知する。

なお、ヒアリングには、設計業務に係る管理技術者は必ず出席すること。

(4) 企画提案書の審査基準

企画提案書の審査基準は、以下のとおりとする。

審査項目	審査内容（評価の視点）		様式
業務実施方針と体制。配置技術者の資格や経験について	事業内容や課題を十分理解し、専門的な知見から諸課題に対応できる十分な体制か。実績経験、工夫等について。	総合配点（12点） ※A～E段階評価による	様式5-1
	構造設計一級建築士資格者の配置：4点 建築設備士又は設備設計一級建築士の配置：2点（協力会社含む） 都市計画技術士の登録：2点	総合配点（8点） ※A～E段階評価非対称とし加算項目	
基本設計を踏まえた合理的な設計提案について	基本設計の意図を踏まえつつ、合理的な建物となる設計提案となっているか。維持管理コスト等低減するための材料、仕様、構造等の工夫やアイデアについて。	総合配点（20点） ※A～E段階評価による	様式5-2

工事施工にあたり品質確保のための仮設や工法、管理方法の工夫について	仮設計画や工法の選定、管理手法について技術的に配慮する点。施工品質や安全性、工期、コストを守るための施工上の工夫について	総合配点（20点） ※A～E段階評価による	様式5-3 様式5-3-1
工事における安全対策、騒音対策、地域貢献について	近隣の住民や道路、施設等、周辺に配慮した安全対策や振動、騒音対策等。また、地域経済への貢献に対する具体的な提案について。	総合配点（10点） ※A～E段階評価による	様式5-4
工事施工後の物件保証の期間と体制について	構造躯体、屋上防水、美観、建具、設備、電気等、各機能の保証内容と運用体制について	総合配点（10点） ※A～E段階評価による	様式5-5
提案価格	①財政負担の縮減効果 ・設計業務費、施工費、工事監理業務費の概算金額を提示する 20点×（最低見積価格÷提出見積価格） （小数点第3位を四捨五入） 提案上限金額は16億1,700万円（設計・工事監理9,000万円+施工15億2,700万円）	計算式により配点（20点）（提案価格は契約金額の上限額を見込むこと）	様式6

※A～E段階評価

評価項目	評価基準		配点計算
企画提案の提案に対する評価 （審査項目ごとに評価）	A	具体的な提案の適格性・実現性が極めて優れている	配点×1.0
	B	具体的な提案の適格性・実現性が優れている	配点×0.8
	C	具体的な提案の適格性・実現性が充分である	配点×0.5
	D	具体的な提案の適格性・実現性がやや劣る	配点×0.2
	E	具体的な提案の適格性・実現性が劣る	配点×0

(5) 優先交渉権者の決定

町は、評価委員会の審査結果を踏まえ、企画提案書、プレゼンテーション審査により、評価点が高最も高い企画提案を行った応募者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

また、参加者が1者であった場合は、評価点の点数が満点の60%以上であれば優先交渉権者として契約交渉を行う。

交渉がまとまらない場合は、優先交渉権者との交渉を中止し、次点者と契約交渉を行う。

(6) 選定結果の通知

審査結果は、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全者に通知するとともに、優先交渉権者の名称を公表する。

6 契約の考え方

(1) 契約の手続

町は、優先交渉権者と速やかに協議を行い、設計業務、施工及び工事監理業務に契約を締結する。

(2) 契約の概要

契約は、提案書及び要求水準書等に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計業務、施工に関する業務内容や支払方法等を定める。

7 企画提案書不履行に関する措置

事業者は、本プロポーザルで提出された企画提案書の内容について、町の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行しなければならない。

なお、本事業の完了時に事業者の責により企画提案書に記載した内容を履行できなかった場合又は本事業の完了前であっても履行できないと認められた場合、町は事業者に対して、企画提案書不履行に関する措置として違約金を請求することができる。なお、違約金については町と事業者で協議して定めるものとする。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成様式及び記載上の留意事項等に適合しないもの
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの又は記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 町が提示した提案上限額を超える額の参考見積書を提出したもの
- (6) 本プロポーザルに関して担当課以外の関係者と接触を図ったもの
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの
- (8) その他、本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合

9 その他

- (1) 応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 参加に関して必要な費用は、全額、応募者の負担とする。
- (3) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 本プロポーザルに関する情報提供は、町のホームページを通じて適宜行う。
- (5) 募集要領に関する問合せ先は、次のとおりとする。

平生町総務課

住所：〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1

電話番号：0820-56-7111

メールアドレス：anzen@town.hirao.lg.jp

別記1

現地見学について

1 期間

令和7年10月31日（金）から令和7年11月4日（火）まで

2 申込場所

「10 その他」に示す問合せ先を参照のこと。

3 申込方法

現地見学は、現時点で応募を予定している共同企業体単位での申込みとする（申込み時点で共同企業体が未定である場合は、構成員として応募を予定している者の参加も認める。）。「現地見学申込書（様式1-1）」を町ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。なお、電子メールの件名は「現地見学申込書」と記載すること。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

4 留意事項

- (1) 人数は各共同企業体（共同企業体が未定である場合は構成員）で5名までとする。
- (2) 見学日時は厳守すること。
- (3) 敷地内は全面禁煙とする。
- (4) 撮影は可とするが、個人が特定されるような撮影は不可とする。また、撮影した写真は本プロポーザル以外に使用しないこと。
- (5) 現地見学における町職員の説明は、施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該町職員の発言は、本プロポーザルにおける個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。

別記2

参考資料について

1 参考資料の貸与

参考資料として製本図面（平面図、断面図及び立面図等）を希望者に直接貸与する。ただし、書類の内容と現状との整合については、町が保証するものではない。

2 申込方法等

申込期間：令和7年10月24日（金）から令和7年11月10日（月）までの日（休日を除く）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

申込場所：「9 その他」に示す問合せ先を参照すること（貸与場所及び返却場所も同様とする。）。

申込方法：「参加表明書（様式1-2）」「参考資料貸与申込書（様式1-3）」に必要事項を記入し、事前に「9 その他」に示す問合せ先に電話連絡の上、申込場所に提出すること。参考資料はCD-Rにより直接貸与する。

3 留意事項

貸与する参考資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。また、応募者は、貸与された参考資料を本プロポーザル以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却すること。返却の方法については、別途指示する。